

## 孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリング

- 第2回・第3回有識者会議における各委員からの御指摘を踏まえ、今後の孤独・孤立対策の施策の検討に当たり重要な観点を以下のとおり整理。
- ① 予防の観点からの対応、各種施策の連携の改善、相乗効果を上げる施策の組み合わせ
  - ② 支援を求める声をあげやすい教育・相談しやすい環境に向けた対応
  - ③ 学校（教育）と地域（福祉）の連携
- 今後の重点計画の改定の際の参考とするために、上記の観点について、以下の関係省庁より現在取り組んでいる施策の状況（予算措置を含めた対応等）について説明いただくこととする。

## 【ヒアリング出席者】

出席者		ヒアリングの観点／重点計画における具体的施策	
厚生労働省	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室	堤 雅宣 室長	①／「保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進」
	医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室	谷口 倫子 室長 中西 理 専門官	①
	老健局老人保健課	福田 亮介 室長	①
	老健局認知症施策・地域介護推進課	尾崎 美弥子 企画官	①
	社会局地域福祉課地域共生社会推進室/生活困窮者自立支援室	米田 隆史 室長	①③／「生活困窮者支援等のための地域づくりの推進」「地域における包括的な支援体制の推進」
環境省	自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	川瀬 翼 室長補佐	①／「「つながりの場所」としての自然公園の活用」
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課	時枝 正和 課長補佐	※文部科学省窓口担当として出席
	文化庁企画調整課	加藤 久明 課長補佐	①／「博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援」
	初等中等教育局児童生徒課	仲村 健二 生徒指導室長	②③／「児童生徒の自殺予防」、「児童生徒における重大ないじめ対策の推進」「不登校児童生徒への支援の推進」
こども家庭庁	成育局成育環境課	山口 正行 課長	②③／「こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討」「こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援」
	支援局家庭福祉課	宮崎 千晶 企画官	

(参考) 孤独・孤立対策の重点計画 (令和4年12月28日改定 孤独・孤立対策推進会議決定)  
Ⅱ 具体的施策 (抄)

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

**保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】**

ア) 現状

特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、医療保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。

社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組が重要である。

そのため、医療保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進することが重要であり、令和3年度は全国7箇所、令和4年度は全国6箇所の保険者協議会において、モデル事業を実施している。

イ) 課題

孤独・孤立対策については、いわゆる「社会的処方」(かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域資源と連携する取組)の活用を図っていくこととしており、令和3年度から開始したモデル事業の評価等を行い、保険者協議会等による予防健康事業等への活用に向けた課題整理等を実施する。

ウ) 目標

令和3年度から開始したモデル事業の実施結果を踏まえ、保健指導プログラム・特定健診等実施計画へ反映する。

エ) 対策

保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

## 博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】

### ア)現状

令和4年度 Innovate MUSEUM 事業において、学校や社会へ行くことに困難を感じる若者・高齢者等に対して文化施設が中核となりアートを通じた居場所づくりを行う取組など、社会包摂に関する取組を行う博物館への支援を実施している。

### イ)課題

孤独・孤立を感じる若者等の社会包摂や人口減少などの社会的・地域的な課題に対して、博物館はその役割を一層果たすことを期待されている。一方、博物館の財政基盤や人的基盤が弱体化し、このような新たに求められる課題に十分に答えられていないことが指摘されており、博物館の基盤強化と意欲的な取組への支援が必要。

### ウ)目標

採択された博物館における取組を通じて、社会的・地域的課題に向き合う市民の増加。また、中長期的には、地域や他機関と連携しながら社会的・地域的課題に取り組む博物館が増加することを目標とする。(民間の主体と連携する博物館の割合:企業等 29.9%、企業団体等 31.6%(令和元年度))

### エ)対策

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む博物館への支援を行う。特に、社会包摂や人口減少などの政策的に重点的に取り組むべき領域における先進的な活動を支援する。また、博物館の社会的・地域的課題への対応に向けた事業実施基盤の強化や、人材・ノウハウの共有等を行う博物館の組織連携・ネットワーク形成の取組を支援する。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

## 「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】

### ア)現状

環境省では、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで、「つながりの場所」として国立公園をはじめとする自然公園の活用を推進している。

### イ)課題

自然とのふれあいや地域と交流する「つながりの場所」として自然公園を活用し、訪問者が心身をリフレッシュする機会の提供を推進する必要がある。

また、幅広い利用者層による来訪を促すため、国立公園等における魅力的な自然体験コンテンツの造成を進め、ウェブサイト・SNS 等を活用して情報発信を充実させる必要がある。

### ウ)目標

2025 年までに日本人・訪日外国人ともに、国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることを目指す。

### エ)対策

利用者数の回復、質の高いツーリズムを提供するため、国立公園満喫プロジェクト推進事業等において魅力的な自然体験コンテンツを造成し、ウェブサイト・SNS 等を活用した情報発信を実施しており、これらを継続的に実施するとともに、関連情報の更新やサイトの拡充等を行い、幅広い利用者層に対し来訪を促す。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

## 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】

### ア)現状

コロナ禍において、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されており、それを具現化できる取組が求められている。

### イ)課題

地域住民が孤独・孤立に陥らず地域コミュニティの中で活躍できるよう、身近な地域において、気軽に安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりの推進が必要である。

### ウ)目標

地域における「絆」や支え合いを具現化した取組により、地域住民が孤独・孤立に陥らずに自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、地域共生社会を実現するための市町村における包括的な支援体制を整備する。

### エ)対策

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりを支援することで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

## 地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】

### ア)現状

地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行っている。(令和4年度は134自治体が実施)

### イ)課題

地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の促進が必要である。

### ウ)目標

重層的支援体制整備事業において属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備する。

### エ)対策

引き続き、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等)

②人材育成等の支援

## 児童生徒の自殺予防【文部科学省】

### ア) 現状

令和3年中の児童生徒の自殺者数は、473 人(厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」及び「自殺の統計:各年の状況」)であり、多くの児童生徒が自殺に及んでいるという非常に憂慮すべき事態である。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備等を通じ、児童生徒の心のケアのための体制強化に努めてきたところである。

### イ) 課題

「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育や、相談体制等の整備を通じて、コロナ禍の状況も踏まえた効果的な自殺対策を講じる必要がある。また、医療機関や自治体の福祉部局等の学校外の関係機関と学校との連携体制の構築を推進することが求められる。

### ウ) 目標

様々な悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に向けて、心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進、ハイリスクな児童生徒の早期発見・早期対応等に資する ICT の活用、関係機関等の連携体制の構築等による自殺予防を促進していく。

### エ) 対策

いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24 時間子供 SOS ダイアルの周知、SNS 等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。また、「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育に加え、一人一台端末を含む ICT を活用した自殺等対策を推進する。

さらに、過去の児童生徒の自殺の状況を踏まえ、特に自殺者数が増加傾向にある時期において、相談窓口の周知や各自治体における教育相談など、自殺予防の取組を推進する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等)
- ②人材育成等の支援

## 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】

### ア)現状

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 615,351 件であり、「重大事態」の発生件数は 705 件である。(令和3年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

いじめ防止対策推進法等に応じた対応が徹底されるよう、各都道府県教育委員会等を対象に行政説明等を実施している。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備に取り組んでいるところである。

### イ)課題

学校や教育委員会等において、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた適切な対応が行われるよう、周知徹底に取り組む必要があり、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善が求められる。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置や関係機関との連携など、教育相談等体制の整備を推進する必要がある。

### ウ)目標

いじめの問題に関して校内研修を実施している学校の割合を毎年度 90%以上にする。

(令和3年度:82.4%)

また、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合が前回調査時の値(令和3年度:36.6%)よりも増加すること。

### エ)対策

引き続き、いじめ防止対策推進法等に基づいた適切な対応がなされるよう、各都道府県教育委員会等を対象とした行政説明等を実施する。また、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24 時間子供 SOS ダイヤルの周知、SNS 等を活用した相談体制の整備、道徳の特別の教科化など道徳教育の充実に取り組んでいく。さらに、令和5年4月に設立されるこども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善に努めていく。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等)
- ②人材育成等の支援

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する

- ①居場所の確保

## 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】

### ア)現状

小・中学校における不登校児童生徒数は9年連続で増加し約 24 万 5,000 人(令和3年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)となっており、憂慮すべき状況である。不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター」の設置推進等を通じ、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保に取り組んでいる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進している。

### イ)課題

不登校児童生徒の中には、学校内外で相談、指導等を受けておらず、十分な支援が行き届いていない場合や、不登校であることによる学習の遅れなどが、社会的自立の妨げになっている場合がある。

そのため、不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進する必要がある

### ウ)目標

小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けた児童生徒数を、前回調査時(令和3年度:156,069人)よりも増加させる。

### エ)対策

教育支援センターを中核とした関係機関の連携による不登校児童生徒に対する総合的な支援体制の構築に係る支援を実施する。

さらに、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24 時間子供 SOS ダイヤルの周知、SNS 等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

### こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【内閣官房、厚生労働省】

#### ア)現状

今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長」できるようにすることを掲げている。

#### イ)課題

NPO 等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法を検討する必要がある。

#### ウ)目標

こどもの居場所に対する効果的な支援方を明らかにし、こどもにとって、安全で安心して過ごせる居場所を増やしていく。

#### エ)対策

こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方を検討するために、NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業を実施する。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

### こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【内閣府、厚生労働省】

#### ア)現状

コロナ禍において、こども食堂等のこどもの居場所の確保が難しい状況になっており、さらに居場所を運営する NPO 等も資金面で苦しい状況におかれていることが多い。

#### イ)課題

コロナ禍において、こどもが孤独・孤立に陥らないようにするため、NPO 等を活用するなどしてこどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体を支援する必要がある。

#### ウ)目標

地方公共団体が地域子供の未来応援交付金を活用する際に設定する当該年度の成果目標(こどもを必要な支援につないだ数など)が達成された地方公共団体の割合を8割以上とする。

あわせて、地方公共団体による本交付金等の活用等を通じて、こども食堂等のこどもの居場所を継続して増やす。(参考:「NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」が 2021 年に実施した調査によると、こども食堂の箇所数は 6,014 箇所)

#### エ)対策

こども食堂等のこどもの居場所づくりを確保し、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援を行うため、これらを行う地方公共団体を地域子供の未来応援交付金及びこどもの生活・学習支援事業により支援する。